

住民税非課税世帯など対象

エアコンの購入費を助成します

助成上限額

10
万円

(内訳)
エアコン本体
67,000円まで
設置工事
33,000円まで



経済的な理由から自宅用のエアコンの購入が困難な世帯を対象に、夏季の熱中症による健康被害を予防することを目的にエアコン購入・設置費用を助成します。

- エアコンの購入前に自宅の訪問調査を行います（エアコンが未設置であること、または冷房機能が使用できないことを担当者が確認します）
- 交付決定を受けた後に購入したエアコンが対象です（交付決定前に購入したエアコンは対象外です）

対象世帯

自宅に冷房機能を使用できるエアコンが1台もなく、下記ア・イのいずれかに該当する世帯

- ア 世帯全員が令和6年度分または令和7年度分の住民税非課税の世帯
- 令和6年度分または令和7年度分の住民税均等割が課税されている方の扶養親族等のみで構成されている世帯は対象外です。
 - 中央区で税情報が確認できない方は、非課税証明書等を提出していただく必要があります。

イ 生活保護を受給中の世帯

- 生活保護制度で支給対象となる場合は本事業の対象外です。

▶令和6年度または令和7年度の住民税均等割が課税されている方と同居している場合は、助成対象外です。

対象製品

店舗・事業者から購入し、自宅に取り付ける新品のエアコン

- 助成上限額を越える金額の商品も対象となります。ただし上限額を越えた額は購入者の自己負担となります。
- ご自宅の構造上、窓や壁にエアコンを取り付けることができない場合は、可動式のエアコンも対象となります。
- 事業用のエアコンは対象外です。
- 申請者自身（業者や事業者以外）で設置工事を行った場合の設置費用は対象外です。
- 販売店の延長保証料及び撤去したエアコンの収集運搬・リサイクル料金は助成対象外です。
- 「故障等で使用できない」という理由で申請する場合、設置されているエアコンの所有権が申請者にあることを必ず確認してください。

助成を希望される方

助成を希望される場合、**申し込みが必要です**。下記1・2の方法で受け付けます。

- 電子申請（パソコン・スマートフォンの入力フォームから申請できます）
- 申請書を郵送（申請書は区のホームページからダウンロード、また電話請求し下記宛先に郵送してください。区役所地下1階の地域福祉課窓口でも配布しています）
〒104-8404 中央区築地1-1-1
中央区福祉保健部地域福祉課エアコン購入費助成担当

問い合わせ
エアコン購入費助成担当

☎ 03-3546-5630

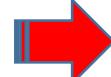


中央区
ホームページ



申込フォーム

裏面もご覧ください



申し込み～エアコン購入～助成金受領の流れ

1 申し込み 申し込み方法は表面をご覧ください。

2 エアコン設置状況などの確認

- ① 担当者が申請書に記載いただいた電話番号へご連絡し、訪問日時を決定します。
- ② 実際に調査を行う担当者がお電話し、訪問日時等の確認を行います。
 - ・生活保護受給中の世帯は、担当のケースワーカーが訪問します。
- ③ お約束した日に訪問担当者がご自宅を訪問し、設置状況などを確認します。
 - ・故障しているエアコンについては、その場で動作確認を行います。
 - リモコンの電池等は訪問までに予めご準備ください。
 - ・訪問時は、ご自宅の全ての部屋について確認します。

3 助成対象決定

- ・助成対象世帯として決定後、決定通知書をご自宅へ郵送します。
- この通知だけでは助成金は振り込まれません。購入後の請求申請が必要です。

4 エアコンの購入・設置

- ・販売店・事業所から、**新品のエアコン**を購入してください。
- ・購入費用全額を支払い、**エアコン本体**と**設置費用**それぞれの**内訳**が書いてある領収書等をもらってください。

5 請求書類等の提出

- ・助成金請求書（③に同封）及び領収書等を揃えて郵送で提出してください。
※エアコンを購入後、速やかに提出してください。

6 助成金受取

※請求書類が区に届いてから振込まで1～2か月程度かかります。

- ・助成金交付額確定通知書をお送りします。
- ・指定の口座へ振り込みます。

注意事項

- ・同じ住宅に住んでいる複数世帯からの重複申請は認められません（同じ住宅に2台以上の設置はできません）
- ・賃貸住宅にお住いの場合は申込前に家主等へ、エアコンの設置について必ず許可を取ってください。

生活保護受給中の方は、
担当のケースワーカーへ
お問い合わせください。

問い合わせ先

中央区福祉保健部地域福祉課
エアコン購入費助成担当

☎ 03-3546-5630